

船員の働き方改革に関する調査(アンケート)結果について

令和6年2月27日
国土交通省海事局

さらに一步前へ
船員の
働き方改革

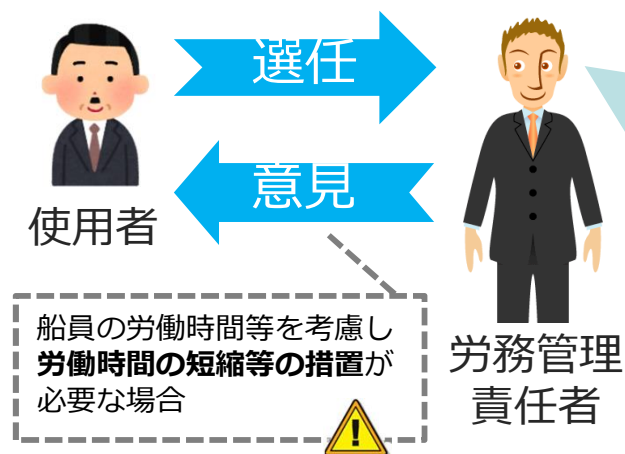
「船員の働き方改革」の全体像

- ✓ 船員の働き方改革に向けては、船員の労務管理の適正化（労務管理責任者の選任等）や、労働時間規制の範囲見直しを内容とした「海事産業基盤強化法」による改正船員法が令和5年4月に全面施行されたところである。
- ✓ 加えて、令和5年4月から船員の健康確保の新たな制度を施行するとともに、各種ガイドラインを随時整備し、船員の働き方改革を推進している。

法改正事項

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】



- 労務管理記録簿の作成・備置き
- 船員の労働時間の状況の把握
- 船員の健康状態の把握
- 船員からの職業生活に関する相談

労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に



船員の健康確保

○ 全ての船舶所有者 【R5.4.1 施行】

健康検査結果に基づく健康管理

○ 常時50人以上船員を使用する船舶所有者

- 産業医による健康管理等
- 長時間労働者への面接指導
- ストレスチェック



多様な働き方の推進等

【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

- ✓ 船員の働き方改革の施行状況を把握するため、労働時間の管理状況、労務管理責任者制度やオペレーターへの意見陳述の状況（内航貨物のみ）、船員の働き方改革に対する意見（自由意見）等に関するアンケートを令和5年10月に実施。
- ✓ 船員法適用事業者474者から回答を受け付けた。

【業種（複数選択可）】

業種	回答数
内航貨物船	335
内航旅客船	127
外航船	21

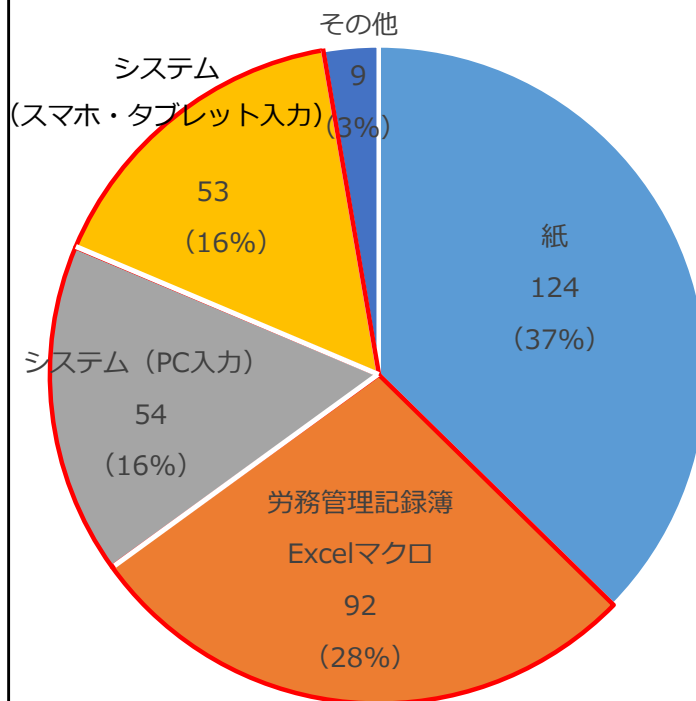
【常時雇用する船員数】

船員数	回答数	割合
0～9名	209	44.1%
10～19名	106	22.4%
20～49名	111	23.4%
50～99名	26	5.5%
100名以上	22	4.6%

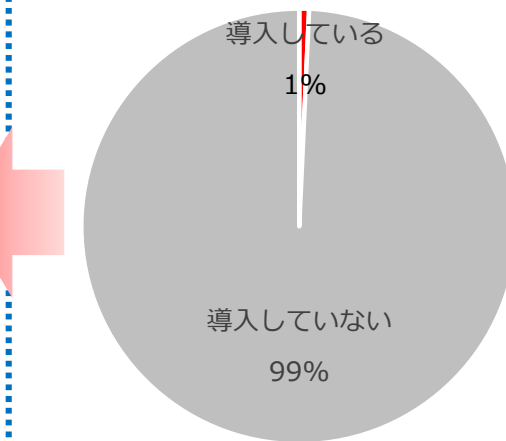
- ✓ 内航貨物船においては、約6割が船員の労務時間を船内で電子的に記録し、陸上事務所に共有（陸上事務所における労働時間の確認頻度は週1回以上が約8割）しており、陸上での労務管理の体制整備が進んでいる。

【内航貨物における労務管理の実施状況】

【船内における労働時間の記録方法】

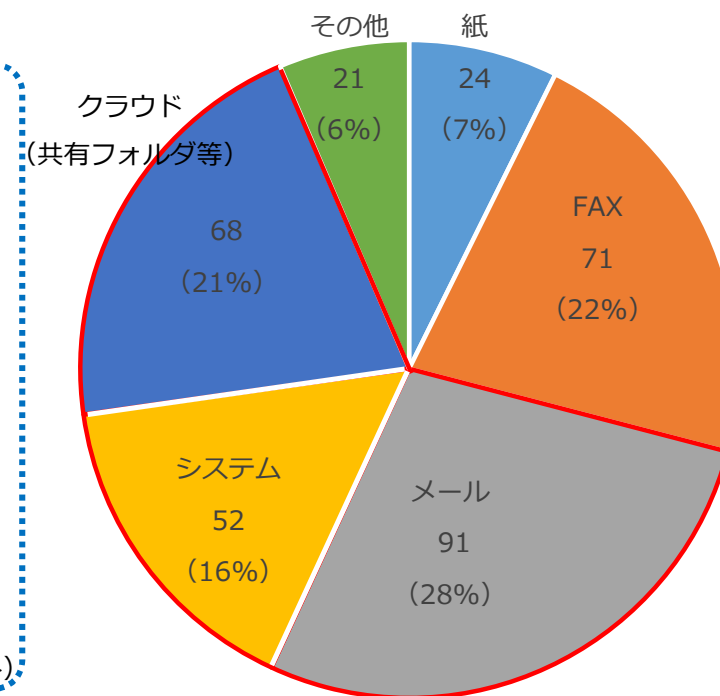


(参考) 船内への労働時間記録するための機器の導入状況



平成30年12月～平成31年1月海事局調べ
(内航貨物船・内航旅客船139社へのアンケート)

【船舶と陸上事務所間の共有方法】



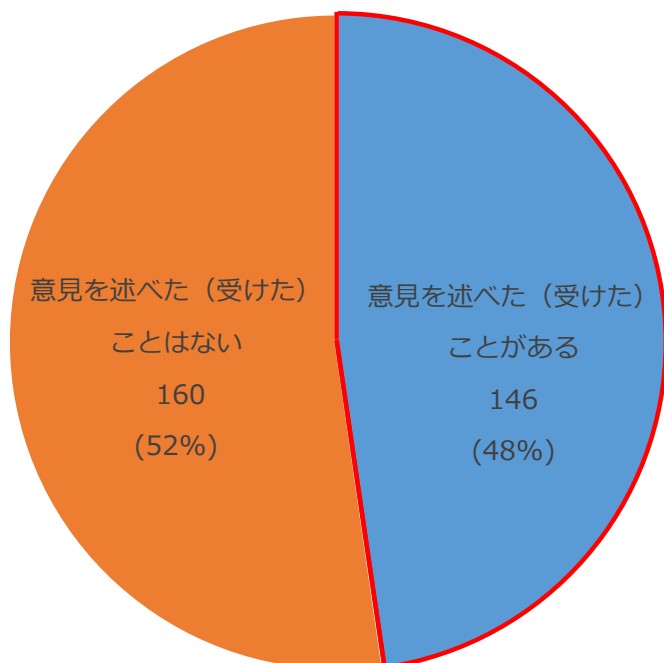
【陸上事務所での船員の労働時間の確認頻度】

頻度	回答数	割合
毎日	128	38.9%
週1回以上	153	46.5%
その他	48	14.6%

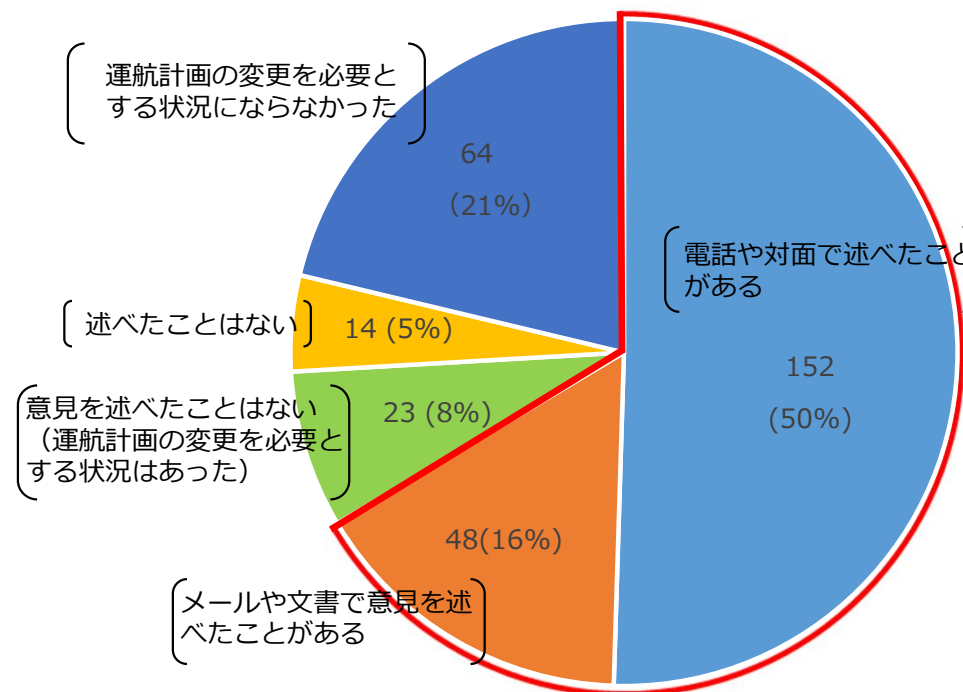
※令和5年10月海事局アンケート調査による内航貨物事業者(335者)の回答結果をもとに作成

- ✓ 労務管理責任者による労務管理上の措置に関する船舶所有者への意見も約5割の事業者で実施されており、またオペレーターに対する運航計画の変更に関する意見については、約7割が意見を述べたことがあると回答した。
- ✓ 改正船員法の施行以降、船舶所有者からオペレーターに対して意見できるようになり、オペレーターも船員の労働時間を考慮してくれるようになったという意見が多く、船員の労務管理に対する意識や環境は着実に変化している。

【労務管理責任者による船舶所有者への意見の実施状況】



【船舶所有者からオペレーターへの意見の状況等】



※令和5年10月海事局アンケート調査による内航貨物事業者(335者)回答結果をもとに作成。

主な意見等

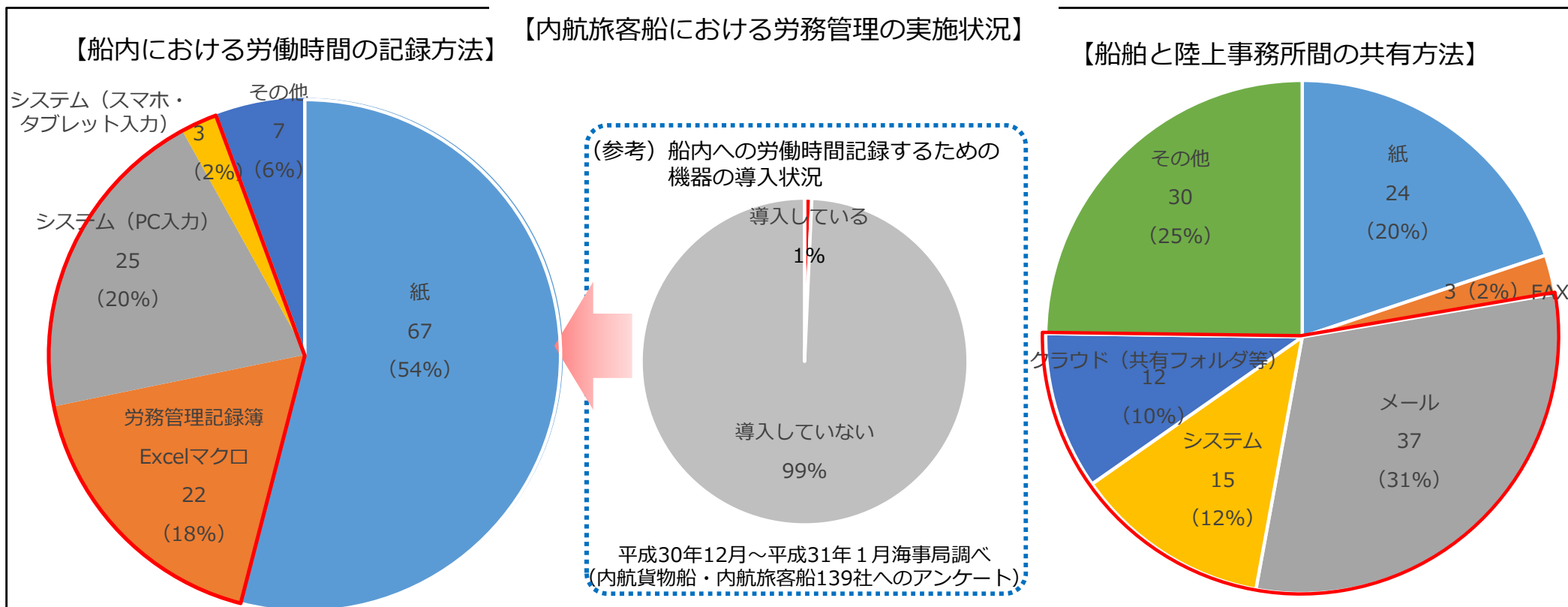
良い影響

- 船舶所有者からオペレーターへ意見を述べる体制ができた。
- オペレーターが過重労働にならないように運航スケジュールを考慮してくれる。
- 船員の労働時間の削減に対し、荷主より一定の理解が得られるようになり、運航計画の変更を実施頂いている。
- 船員の労働時間管理と休日の確保を意識するようになり、計画的な休暇取得や労働管理に配慮するようになった。
- 上記の他、船員の労働時間の削減、休日確保につながっているとの意見があった。

悪い影響・意見

- ✓ 運航スケジュールは配慮されるものの船体整備の時間が考慮されない。
- ✓ 船員の増員や給料の増額で対応しているが、そのコストを回収できていない。
- ✓ 船員の確保がより厳しくなり、運航に支障が出てきた。
- ✓ 海運会社だけで解決できる問題ではなく、荷主に対して荷役時間を改善してもらいたい。

- ✓ 内航旅客船においては、約4割が船員の労務時間を船内で電子的に記録し、陸上事務所に共有（陸上事務所における労働時間の確認頻度は週1回以上が約9割）している。
- ✓ 内航旅客船のうち、日帰り運航の船舶の船員は通勤であり、帰宅時に陸上事務所に労働時間を報告するため、船内記録を電子的に管理する必要がないことから、紙媒体での管理の割合が大きい。



【陸上事務所での船員の労働時間の確認頻度】

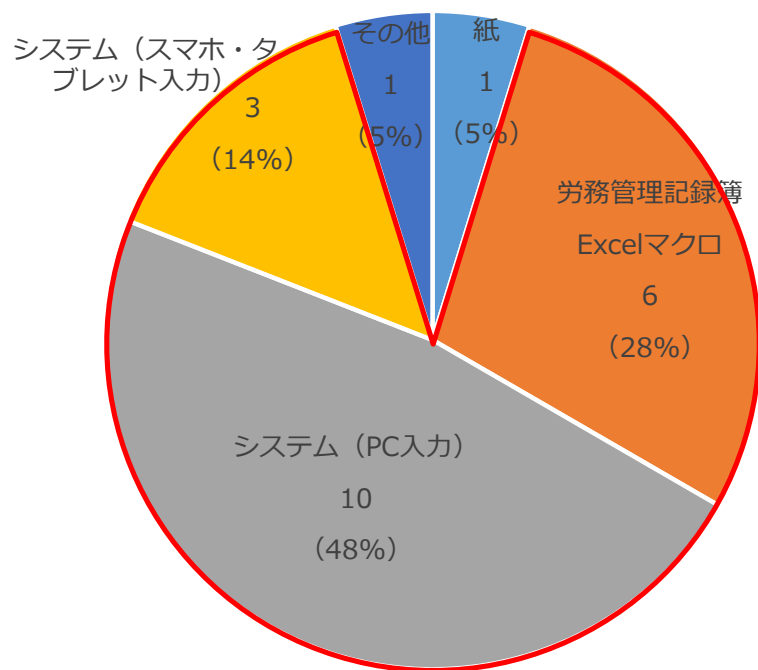
頻度	回答数	割合
毎日	74	60.2%
週1回以上	33	26.8%
その他	16	13.0%

※令和5年10月海事局アンケート調査による内航旅客事業者（127者）の回答結果をもとに作成

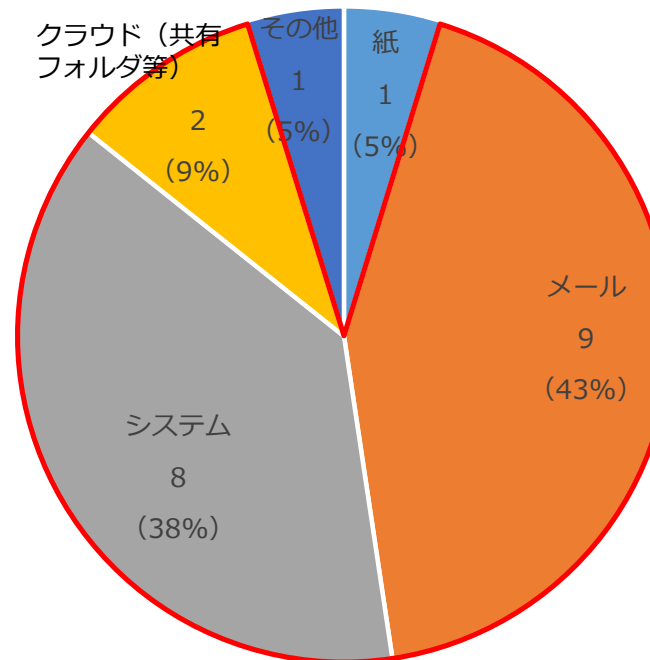
- ✓ 約9割が船員の労務時間を船内で電子的に記録し、陸上事務所に共有（陸上事務所における労働時間の確認頻度は週1回以上が約8割）している。

【外航船における労務管理の実施状況】

【船内における労働時間の記録方法】



【船舶と陸上事務所間の共有方法】



【陸上事務所での船員の労働時間の確認頻度】

頻度	回答数	割合
毎日	5	23.8%
週1回以上	11	52.4%
その他	5	23.8%

※令和5年10月海事局アンケート調査による外航事業者(21者)の回答結果をもとに作成

項目		主な意見等
内航旅客	良い影響	➤ 船員の適正な労務管理を行うことにより、一部の船員に過度な労働負荷をかける偏った勤務状況を是正できた。
		➤ 曖昧だった労働時間と休憩時間の区別を明確化するように取り組んだ結果、特に若年船員の負担の軽減につながっている。
		➤ 船員の高齢化が進んでいる中で、船員の負担軽減に繋がる。
	悪い影響・意見	✓ 通勤船員など特殊な環境の船員にとっては逆効果となる場合もある。多様な船員に対応できる改革となるよう期待する。
		✓ 超過労働を防止するため増員しようにも、市場に船員が不足しており採用が進まない。
✓ 陸上、海上ともに労務管理業務の負担増。		
外航船	良い影響	➤ 労働時間と休息時間が明確化された。
		➤ 過密スケジュールが解消された。
		➤ 船員、会社双方の労務管理意識が向上した。
	悪い影響・意見	✓ 陸上、海上ともに労務管理業務の負担増。
		✓ 外国人船員が乗る日本籍船への考慮が必要（英語版の解説等）。
		✓ 残業が減り、収入が減るといった意見がある。